

答弁書第二三七号

内閣参質一七七第二三七号

平成二十三年八月五日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員江口克彦君提出北方領土問題に対する政府の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員江口克彦君提出北方領土問題に対する政府の認識に関する質問に対する答弁書

一について

菅直人内閣総理大臣、松本剛明外務大臣及び枝野幸男内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）が北方四島を訪問する具体的な予定はない。

二について

北方四島がロシア連邦に法的根拠のない形で占拠されており、北方地域元居住者の財産権に関する問題が未解決であることなどから、北方地域元居住者等に対する援護措置として、独立行政法人北方領土問題対策協会において、事業又は生活に必要な資金を低利で融通しており、平成二十三年度からは、北方地域元居住者等からの要望に応え、そのうち一部の資金について貸付限度額を引き上げるなどの措置をとつたところである。

三について

お尋ねの「領土交渉の見通し、スケジュール」について一概にお答えすることは困難であるが、政府としては、北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結するとの方針の下、引き続

き、強い意思をもつてロシア連邦政府との間で交渉を行っていく考え方である。